

障害のある方への必要な手助けを お願いいたします！！



事業者の皆さまは、障害のあるお客さんと接する場面が多くあると思います。障害者差別解消法※では、事業者の皆さまに以下のことを求めています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を禁止しています。

- ・ 障害があることを理由に、賃貸物件を借りられなかった。
- (例) ・ 補助犬の同伴を理由に、入店を断られた。
- ・ 知的障害があることを理由に、家族等の同伴を入店の条件とする。

合理的配慮の提供

障害のある人が、必要な手助けを求めたとき、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

- ・ 飲食店において、視覚障害のある人に店員がメニューを読み上げる。
- (例) ・ 聴覚障害のある人が参加する講演会に、手話通訳者を設置する。
- ・ 車いす利用者が、電車に乗るとき、駅員が段差にスロープ板を渡す。

※障害者差別解消法について

障害者差別解消法および東京都障害者差別解消条例では、行政機関および事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」および「合理的配慮の提供」を求めています。

障害を理由とする差別や合理的配慮について
事業者の皆さまからのご相談に応じます



合理的配慮って
どういうことかなあ

問合せ先

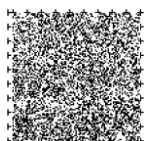
練馬区 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係

TEL: 03-5984-4602

Mail: SHOGAISISAKU02@city.nerima.tokyo.jp



障害のあるお客さんから
配慮を求められたけど、
どうしたら良いのだろう



※音声コード